

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 6 月 28 日

水 曜 日

号 外(4)

目 次

規 則

○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則 1

規 則

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 6 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第33号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和39年富山県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「電気供給業、」を「電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第 170号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この号及び次条第 1 項第 1 号において同じ。）」に、「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改め、同条第 3 項中「第 9 項及び第10項」を「第11項及び第12項」に改める。

第 3 条第 2 項中「第 9 項及び第10項」を「第11項及び第12項」に改める。

第 5 条第 1 号中「（昭和39年法律第 170号）」を削る。

第 1 号様式付表 2 備考 2 中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

第 1 号様式付表 4 備考 6 中「電気供給業」の次に「（電気事業法第 2 条第 1 項第

2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）」を加える。

第 3 号様式中

工場用（等）の 建物、情報通信 技術利用事業の 用に供する建物、 旅館業用の建物 又は特定業務施 設の用に供する 減価償却資産で ある建物	を	工場用（等）の 建物、農林水産 物等販売業の用 に供する建物、 旅館業用の建物 又は特定業務施 設の用に供する 減価償却資産で ある建物
---	---	--

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)